

## 平成29年度第3回宮城県がん対策推進協議会会議録

- 1 日時：平成30年2月8日（木）午後4時30分から午後5時45分まで
- 2 場所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室
- 3 出席委員（五十音順，敬称略）  
安藤ひろみ，飯久保正弘，大内憲明，片倉隆一，呉繁夫，齋藤久仁浩，渋谷大助，菅原  
亜由美，瀬戸裕一，高橋伸，丹田滋，中保利通，橋本省，吉田久美子
- 4 会議録

（司会）

本日は，お忙しい中御出席いただきまして，誠にありがとうございます。ただ今から，平成29年度第3回宮城県がん対策推進協議会を開会いたします。開会にあたり，会議の成立について御報告申し上げます。

本日の会議には，委員20名に対しまして，半数以上の14名の御出席をいただいております。

がん対策推進協議会条例第4条第2項の規定に基づきまして，本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また，当協議会は，情報公開条例第19条の規定に基づき，公開とさせていただきますので，本日の議事録と資料は後日公開させていただきます。

続きまして，本日お配りしております資料を確認させていただきます。会議資料は，次第と出席者名簿，資料1から7，参考資料1から4でございます。資料の不足がございましたら挙手願います。

それでは，開会にあたりまして，保健福祉部長の渡辺より御挨拶申し上げます。

（渡辺部長）

宮城県保健福祉部長の渡辺でございます。

本日は，お忙しいところ，御出席賜りありがとうございます。

平成29年度第3回宮城県がん対策推進協議会を開催するにあたりまして，一言御挨拶申し上げます。

県では，昨年10月に国の「第3期がん対策推進基本計画」が策定されたことを受けまして，11月に委員の皆様の御意見をいただいた上で，県民の意見募集手続きを経て「宮城県がん対策推進計画」の改定作業を進めて参りました。本日は，県民の意見募集結果の内容も踏まえた最終案をお示しさせていただくとともに，本日皆様からいただいた御意見を基に，計画策定に向けて最終の調整をさせていただくこととなります。委員の皆様には，それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたしまして，私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

（司会）

本日は，お手元に配布させていただいております会議次第に従いまして進めさせていただきます

ます。それでは、ここからの議事の進行につきましては、大内会長にお願いいたします。

(大内会長)

それでは議事に入らせていただきます。本日は平成29年度第3回目の協議会となっております。先ほど渡辺部長から説明がありましたように、昨年の10月に我が国の第3期がん対策基本計画が策定されましたが、それに対応するように協議会も第1回、第2回と進めて参りました。第2回協議会において、皆様の意見を踏まえまして、策定しました素案を県民の皆様を示しまして、その意見募集の結果を踏まえて、今回改めて最終案を提示するものでございます。分野が多岐に渡りますが、皆様からの忌憚ない御意見を頂戴しながら県民のためになるがん対策となるよう努めて参りたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、協議事項(1)第3期宮城県がん対策推進計画中間案に対する意見の募集結果について資料1及び資料2を基に事務局より説明願います。

(岡本課長)

健康推進課長の岡本です。事務局から説明させていただきます。

第3期宮城県がん対策推進計画中間案に対する意見の募集結果について、説明いたします。

資料1を御覧下さい。意見の募集期間は、平成29年11月30日から平成30年1月4日までで、意見は2人、2団体から18件頂戴いたしました。分野毎に、意見の概要及び県の考え方について説明いたします。県の考え方につきましては、最終案に追加・修正した部分に下線を引き、該当するページを( )内に記載しております。

1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実については、8件の御意見をいただきました。NO1からNO8は、子どもや若い世代の受動喫煙対策や禁煙サポートなど、喫煙に関する御意見でございました。

NO1の「加熱式タバコ等の新型タバコの取り扱い」、NO3の「受動喫煙に関する条例の制定」につきましては、国の動向を踏まえて、今後検討して参りたいと考えております。

NO7につきましては、喫煙のリスクについて、現状と課題に国の「がん対策推進基本計画」と同様の記載を追加いたしました。

今後も引き続き、関係機関の理解を得ながら受動喫煙を含むたばこ対策を推進して参りたいと考えております。

次に3ページを御覧ください。2患者本位のがん医療の実現については、2件の御意見をいただきました。いずれも、「小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策」分野で高齢者のがんに関する御意見でございます。

NO1は、「家族や地域といった周囲のサポート」及び「かかりつけ医との連携、医療と介護の連携」の御意見につきましては、取り組みの方向性に「拠点病院と地域の医療機関などの関係機関との連携体制」について追加いたしました。

NO2は、「郡部や沿岸部のがん患者のケアについての地域ぐるみの支援体制」「介護、社会福祉協議会、町内会総動員での推進」の御意見につきましては、本文の該当する記載内容に基づき、高齢者のがん対策を推進して参りたいと考えております。

4ページをお開き願います。3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築については、8件

の御意見をいただきました。「相談支援・情報提供」について1件、「がん患者等の就労を含めた社会的な問題」について1件、「ライフステージに応じたがん対策」について6件でございます。

NO1「患者会支援における行政と市民と医療界との協同参画体制」の御意見につきましては、本文の該当する記載内容に基づき、患者会活動の支援を推進して参りたいと考えております。

NO2「企業としての仕事と治療を両立できる福利厚生制度の拡充などの環境整備等」についての御意見につきましては、取り組みの方向性に、国の「がん対策推進基本計画」の記載と同様に「企業が、社員研修等により、がんを知り、がん患者へ理解を深め、がん患者が働きやすい社内風土づくりや仕事と治療を両立できる環境整備等を推進することができるように」と追加いたしました。

「ライフステージに応じたがん対策」として、NO3「訪問指導などの支援を行っている高校がどのくらいあるのか、個別目標の現況に数値を記入すべき」の御意見につきましては、詳細な数値につきまして、現時点で把握できておらず、記入が難しく、現状では各学校において生徒の病状や保護者の意向等に配慮しながら、個別に対応しており、今後、各学校の個別対応の実情について把握することといたしました。具体の調査方法、日程等については現在検討中でございます。なお、本文の現状と課題について、下線部のとおり「一律の対応が難しいことから、各学校において個別に」と修正しております。

NO4「晩期合併症や20歳以降の治療継続のための経済的な支援」という御意見につきましては、国の動向も踏まえて、御意見を参考に国へ要望していきたいと考えております。

高齢者のがん対策として、4件の御意見をいただいております。

5ページのNO6「被災地における支援体制」につきましては、市町村と共同で、災害公営住宅等の入居者を対象に健康調査を実施し、がんに限らず支援が必要な方に対して、個別の支援を実施しております。

NO5、NO7、NO8につきましては、高齢者の特性に配慮したサポート体制の必要性について、御意見をいただきました。それぞれ、本文の該当する記載内容に基づき、個々のライフステージに応じた支援を推進して参りたいと考えております。

資料2を御覧下さい。こちらは、がん対策推進協議会委員の皆様と市町村等からの御意見でございます。8件の御意見をいただきました。右側に意見提出者を記載しております。

資料1と同様に、分野毎に、意見の概要及び県の考え方について説明いたします。県の考え方については、最終案に追加・修正した部分に下線を引き、該当するページを（ ）内に記載しております。

1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実については、5件の御意見をいただきました。

喫煙に関して、3件の御意見をいただきました。

NO1「全国の成人喫煙率の数値」、NO2「受動喫煙に関する目標値『今後設定』の時期」につきましては、本文に追加いたしました。

NO3「目標年次」につきましては、「受動喫煙の機会を有する者の割合」は、みやぎ21健康プランで定める目標水準としており、今後、第7次宮城県地域医療計画及び第3期宮城県が

ん対策推進計画において、同プランに基づき取組を進めてまいります。プランの終期が2022年度であることから、医療計画については、最終年度である2023年度は、水準の維持・向上を図ることとしております。

がん検診に関して、2件の御意見をいただきました。

NO4「県民健康・栄養調査における子宮がん検診の取り扱い」につきましては、本文の記載を「子宮頸がん検診」と修正いたしました。

NO5「がん検診の項目や方法の見直し」につきましては、第2期県計画に引き続き、取組の方向性に、「市町村が『がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針』に基づくがん検診を実施できるよう、国の動向も踏まえて、宮城県生活習慣病検診管理指導協議会において引き続き助言して参ります。」と追加いたしました。

3ページをお開き願います。3尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築については、3件の御意見をいただきました。がんと診断された時からの緩和ケアの推進についてでございます。

NO1「緩和ケア病棟を持っている病院と病室数」につきましては、第7次地域医療計画中間案のがん医療分野の意見として御意見をいただきました。中保委員に御相談させていただき、現状と課題に、「緩和ケア病棟を有する医療機関は県内で4箇所あり病床は79床整備されています。」と追加いたしました。

相談支援、情報提供についてでございます。

NO2「がん情報発信の充実強化」についての御意見をいただき、取組の方向性に「がん患者や家族が必要とする情報を得られるよう、がん診療連携協議会と連携し、がんに関する情報の発信を推進」と追加しました。

社会連携に基づくがん対策・がん患者支援についてでございます。

NO3「がん患者看取り率の具体的な数字」について御意見をいただき、本文に追加いたしました。

(大内会長)

中間案に対する意見の募集結果についてですが、これらの意見をもって第3期宮城県がん対策推進計画最終案が調製されたところでございますので、次の説明が終わってから、皆様からの御質問をいただきます。

続きまして、(2)第3期宮城県がん対策推進計画最終案について事務局より説明願います。

(岡本課長)

資料3は中間案との対照表となっております。資料1及び資料2の御意見をもとに最終案を作成いたしました。左側が最終案・右側が中間案となっており、備考欄に変更理由を記載しております。

また、3ページを御覧下さい。最終案の作成と合わせて、用語解説について追加・修正しております。なお、4ページに記載しておりますが、ゲノム医療や支持療法など、本文中に用語の意味の記載が必要と思われる語句の解説を追加しております。

資料4は「第3期宮城県がん対策推進計画最終案の概要となります。中間案からの修正については、2ページの数値目標の記載となります。

資料5が本文全文となります。主な修正箇所について説明いたします。

19ページ10行目を御覧下さい。喫煙（受動喫煙）の（現状と課題）の項目に、喫煙のリスクに関する記載を追加するとともに、22行目に喫煙率の全国値を記載いたしました。

22ページ25行目を御覧ください。（個別目標）に、受動喫煙に関する目標値「今後設定」の時期に関する注釈を加えました。

24ページ24行目を御覧下さい。がん検診、受診率向上対策の（取組の方向性）の項目に、指針の基づくがん検診の実施について追加いたしました。

42ページ10行目を御覧下さい。高齢者のがん対策の（取組の方向性）の項目に、「拠点病院と地域の医療機関などの関係機関との連携体制」について追加いたしました。

47ページ20行目を御覧下さい。緩和ケアの提供の（現状と課題）の項目に、「緩和ケア病棟の整備状況」について追加いたしました。

52ページ22行目を御覧下さい。相談支援及び情報提供の（取組の方向性）の項目に、「がんに関する情報の発信の推進」について追加いたしました。

56ページ10行目を御覧下さい。在宅緩和ケアの（現状と課題）の項目に、「がん患者の在宅看取り率の数値」を追加いたしました。

61ページ17行目を御覧下さい。就労支援の（イ）職場や地域の（取組の方向性）の項目に、「企業における環境整備等の推進」について追加いたしました。

63ページ2行目を御覧下さい。小児・AYA世代の（現状と課題）の項目の内容について、パブリックコメントを基に修正いたしました。

95ページからの用語解説について修正・追加しております。

資料6が個別目標一覧となります。修正箇所を下線を引いております。「7受動喫煙の機会を有する割合（飲食店）今後設定」「15がん検診精密検査受診率の向上95%以上」の2点となります。

御審議よろしくお願いいたします。

（大内会長）

資料3から資料6について、事務局から説明がありましたが、資料6をみていただくとわかるように、第2回の本協議会において、アンダーラインが引かれている箇所については議論が既に行われています。受動喫煙の件とがん検診精密検査受診率に関する数値でございますが、この点について特に御意見があればお伺いいたします。いかがでしょうか。

昨日、厚生労働省がん検診に関する検討会がありました。国では、精密検査受診率を90%とすることをあらためて確認いたしまして、宮城県はそれよりも進んでいるということを実感できるかと思えます。他の項目では遅れているところもございますが、これまでの議論を踏まえて個別目標一覧に記載されている内容となっております。そして、これから、個別の分野について、皆様から御意見をいただきたいと思えます。

資料は始めに戻りまして、計画の中間案に対する意見の募集結果についてはいかがでしょうか。資料1は、パブリックコメント結果となっております。1の科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、2の患者本位のがん医療の実現、そして、3の尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築に関する御意見ですが、それに対する県の考え方について、御意見がございました。

らいただきたいと思います。

(丹田委員)

パブリックコメントの件数があまりにも少なく愕然としました。PRが少なかったのではないのでしょうか。他の都道府県ですと、相当数コメントが寄せられているという話も聞きましたので、パブリックコメントの方法について検討いただきたいということが一点あります。

もう一点ですが、受動喫煙の目標値について、どのように直されたのか先ほどの課長の説明を聞いておりましたが、最終案の22ページの注釈において、今後設定するものとして流されてしまっておりますが、やはり時期的に、近く健康増進法の改正案を踏まえて「平成30年度に協議する」あるいは「初年度に協議する」などはっきりと時期を明記するべきだと思います。

(大内会長)

ただ今の御意見の一点目は、パブリックコメントの対象者、これは通知期間にもよりますが、全県民に周知徹底したかという県の姿勢についてです。いかがでしょうか。

(岡本課長)

県の中での手続きを経て、ホームページ等でも紹介しているところですが、積極的にということになりますと、どういう形でPRをすればよいかということは今後検討して参りたいと思います。

(大内会長)

パブリックコメントについては、次回の改定まで待つことにはなりますが、これ以上意見募集をしていると協議が間に合いませんので、今後の検討課題として議事録に残したいと思います。二点目の御意見は、受動喫煙の目標値の今後設定の時期について、少し踏み込んでみてはいかかかということですが、これは、国の動きを踏まえてということによってこのように書き込まれたと私は認識しておりますが、事務局ではどのように考えておりますか。

(岡本課長)

国からの情報によりますと、3月に健康増進法の法案が提案される予定ということですが、まだ予定という段階で、時期を明確に盛り込むことが難しいという考えでこのような記載いたしました。

(大内会長)

この点については、本協議会が毎年開催されますので、できるだけ早期に皆様の御意見をいただきながら、設定をしていくだろうと理解しております。

(橋本委員)

正直申し上げますと、「今後」がいつ来るのかということに非常に疑念を持っております。政府の動きをみておきますと、様々な御意見がありますので、まともな数値が出てくるとは思え

ませんし、数値が設定されるのかどうかも非常に疑わしいところかと思えます。そうすると、国の動向を見ている、果たして参考となるような数値が出るのか疑問に思えます。では、「今後設定」といっても、宮城県は何を見て今後設定するのかということについて疑念が残ります。そのように考えると、健康増進法の成立等をみなくても県が独自で決めても良いと思ったのですが、県としてはそうもいかないでしょうから、苦しいところかと思えます。

一つ質問ですが、もし、健康増進法の状況をみて、今後県で個別目標を新たに設定した場合というのは、計画に追記されるのでしょうか。

(岡本課長)

計画の印刷は次年度の早期に行ってしまうのですが、目標設定が決まった場合には、別刷りで中に入れ込む等、わかるように皆様にお知らせしたいと考えております。

(橋本委員)

そうすると、健康増進法が改正後にどういったものが国から示されるのかわかりませんが、県は何をみて、県の目標値を設定しようとお考えなのですか。予想と言いますか、どの数値をみて、県も目標値設定をしようと考えていらっしゃるのでしょうか。

(岡本課長)

国で議論になっております面積要件等の飲食店の取扱いや、学校などの公共機関については考え方が大きく変わらないかと思えますが、その考え、そして、加熱式の煙草の件であるとか、そういったところの国の考え方を待って決めたいと思っております。

(橋本委員)

国で受動喫煙の機会を有する者の割合の低下という目標値を設定するのかどうかということです。それが国で設定されないのであれば、設定されない数値を待っていても仕方が無いのではないかということです。県では、国が同じ項目で設定すると予測しているのでしょうか。

(大内会長)

今後設定と書いた内容としては、計画期間の途中で設定され、粛々に行っていくと考えております。というのは、最終案の3ページの5に「協議会において、進捗状況を把握するとともにがん対策の効果を検証します。」とございます。また、「必要があると認めるときは施策の見直しを行う」と記載されております。そして、これらをもって反映させることができるとも書いております。先ほど申し上げたとおり、本協議会は毎年度開催されますので、4月以降、検討に入ることが可能だと思います。また、おそらく、各都道府県においても、同じような動きが予測されますので、本県においても遅滞なく対応するということと、今後設定の意味としては、少なくとも私は、この第3期の計画中に設定するということとっております。事務局はいかがでしょうか。

(岡本課長)

国も動きを見ますと、オリンピックまでに間に合わせると言われておりますので、必ず、この第3期計画中に設定することを確信しております。

(橋本委員)

私がお聞きしたかったのは、要するに、今後設定というのは、国の数値を参考にして設定すると思ったわけです。ところが、今、国で議論されているのは、飲食店における制限の平米数であったりと、受動喫煙に関する割合を何%にするかというのではなく、どんぴしゃの数値が出てくるとは思えない議論がされております。そのため、県として、今後何を見て設定しようとしているかをお聞きしたかったのです。

(大内会長)

健康増進法の改正がこの3月に成立すると思いますが、これが根拠法となりますので、その中から逸脱しない形で、もちろん受動喫煙に関することが書き込まれるはずですので、数値目標がないとしても、それを受けて宮城県がどうするのかということになると思います。計画期間の中間評価年である3年以内には少なくとも設定するべきと思っております。それが2020年になりますので、早ければ2018年度から検討に入り、できれば2019年度から書き込めるような形にしていければと思っております。

(岡本課長)

昨年の10月に策定されました、国のがん対策推進基本計画でも除かれた形で策定されております。健康増進法の改正を受けて、国でも何からの設定がされると思いますので、国の考え方を参考にさせていただきたいと思います。

(大内会長)

他に御意見はございますか。

(丹田委員)

今後設定という文言は曖昧だと思います。少なくとも「2年以内」とか、「平成30年から平成31年までの設定を目指す」と記載できないのでしょうか。

(大内会長)

健康増進法が改正されない中で、そこまで踏み込むことは行政的には難しいと思います。できるだけ早期に検討に入ると言うことは言えますが、具体的にいつなのかということも難しいと思います。しかし、この議論については、議事録に残りますのでそれで対応が可能だと思います。

(岡本課長)

健康増進法が改正されましたら、早期に協議会で相談させていただきたいと思います。



(大内会長)

その他に御意見はございますか。

(呉委員)

資料1の4ページ目に、入院中の高校生の学習に関して「多くの場合」というのは曖昧であり、数値目標を示してほしいという意見が一般の方から寄せられております。県の回答は、数値はわからないということになっておりますが、前回、資料6の個別目標の3つ目として入院中の高校生が受けられる学習の機会に関する内容を入れるとして議論されていたかと思えます。しかし、今回の資料からは消えており、パブリックコメントでは個別目標の具体的な数値がないとご指摘いただいているわけです。どうして個別目標から消えてしまったのか、その経緯を説明していただけますか。

(岡本課長)

資料5の65ページをお開きいただきたいと思います。65ページに個別目標の表がございます。そちらに参考指標として記載しておりましたが、資料6から追加から漏れてしまいました。大変申し訳ございません。

(呉委員)

一般の方からも御意見をいただく重要なところなので抜かないでいただきたいと思います。

(岡本課長)

大変失礼いたしました。なお、先ほどの説明の中でも申し上げましたが、教育庁と相談いたしまして、今後実態調査を進めて参りたいと考えております。

(呉委員)

本来入っているのが抜けてしまったという答弁でしたので、入っているんですね。安心しました。

(大内会長)

他に御質問はありますか。

パブリックコメント及びこの協議会委員の方々からの御意見についてはよろしいでしょうか。

それでは、これらを踏まえて、本題であります、議題(2)の最終案につきまして改めて御審議願います。

先ほど事務局より説明がありましたとおり、変更点につきましては、アンダーラインが引かれておりますが、ここで特に意見を述べられた方を中心に御発言をいただいて、個別に御意見がある方について頂戴していきたいと思えます。よろしいでしょうか。では、順番にみていきます。まずは、資料4を御覧いただきたいと思います。A3が概要版となっております。そして、本文が、資料5になっております。それでは19ページをお開きください。分野別施策における喫煙の分野ですが、下線が引かれている箇所について、御意見はございますか。下段に

全国の平均値が示されまして、宮城県の喫煙率が高いことがこれからわかるかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、47ページまで飛んでよろしいでしょうか。緩和ケアに関しまして数値が書き込まれております。中保委員から何かあればよろしく申し上げます。

(中保委員)

47ページの20行目の記述に関してですが、私も最近得た情報がございまして、来月3月19日に仙台オープン病院の21床の緩和ケア病棟がオープンするということがわかりました。このため、2月のこの計画最終案に記載するかどうかということが迷うところでございます。合計しますと、県内における緩和ケア病棟は5箇所になり、病床はちょうど100床になります。

(大内会長)

最終案の表紙の日付は2月になっておりますが、これを変更することは可能でしょうか。

表紙を3月にすると先ほど中保委員がおっしゃっていた仙台オープン病院の数が書き込めるかと思えますが、事務局いかがでしょうか。

(岡本課長)

こちらの数値につきましては、東北厚生局に届け出がされた医療機関数を掲載しておりますので、そちらで確認がとれましたら掲載することは可能かと思えます。

(中保委員)

東北厚生局への届け出はおそらく来年度になるかと思えますので、このままの記述でよろしいかと思えます。

(大内会長)

その通りですね。委員の皆様におかれましては、すぐに5箇所となり、100床となることを御理解いただければと思えます。それでは数ページ飛びまして、52ページをお開き下さい。相談支援、情報提供に関するところで、がん患者や家族が必要とする情報について記述がございまして、こちらについて、いかがでしょうか。

(菅原委員)

こちらの意見を述べさせていただきました、菅原と申します。この中間案をずっと見ておまして、患者さんとその御家族への相談体制というのは非常に良く書かれていると感じたところですが、一般の県民の方が、例えば身近にがんを発症された方がいらした際に、どのような対応をしたら良いのか、どのような心がけをしたら良いのかということがわかるような情報提供ができると良いのではないかと思ひ、この意見を書かせていただきました。患者さんとそのご家族だけでなく、その方々を支える地域の方々もがんのことがわかるようにという気持ちもこもっている意見です。

(丹田委員)

非常に重要なポイントなのですが、「情報の発信を推進します」という言葉の主語は誰になるのでしょうか。

(岡本課長)

県と考えております。

(丹田委員)

県のウェブページにもがん情報のページがあることは存じておりますが、率直に申し上げますと、東北大学病院で運営しているがん情報みやぎが内容的にも充実しておりますので、「県が」というように、主語を明記することと、より多くの県民に知ってもらうためにも、がん情報みやぎについても記載するべきではないかと思えます。

(大内会長)

丹田委員のご指摘はご尤もと思いますが、この計画の主体は県ですので、ここにわざわざ明記しなくとも、そのように理解されるべきことかと思えます。

(丹田委員)

他の箇所では、「拠点病院は」等の文言になっております。

(大内会長)

ただ今の御意見を取り入れますと、全ての文言について修正が必要となります。

(丹田委員)

県のサイトと、がん情報みやぎという文言を追記するのはいかがでしょうか。

(大内会長)

事務局いかがでしょうか。

(岡本課長)

今、菅原委員と丹田委員の御意見にもありましたとおり、こちらの記載についてがん患者と家族に限定しているのですが、もう少し、広く県民に対してという文言が追記されても良いのかと感じました。また、丹田委員からの、東北大学病院のサイトとの連携についても加筆することは可能かと思えますので、こちらについては文言の修正を検討させていただきたいと思えます。

(大内会長)

それでは修正をお願いします。

次に、56ページですが、在宅緩和ケアに関する項目で、在宅看取り率に関する数値が記載されております。こちらについては、実態ですのでよろしいでしょうか。

次に、61ページですが、こちらは、職場や地域における就労支援についてです。その中に企業に関する記載をしたものでございます。今回、国の第3期基本計画の中にも企業、あるいは、職域に関する記載が見受けられますし、企業アクションという形で動いておりますので、こういったことを盛り込むべきかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、63ページですが、小児・AYA世代における課題の高校教育に関する文言の修正ですが、呉委員はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(呉委員)

特にありません。

(大内会長)

71ページの計画推進のための役割について、変更はありませんでしたが、最初の議論に立ち戻りますと、今回、受動喫煙について議論になりました。今後設定としたことについて、県の役割として、ここに改めて記載する必要があると思います。【その他】や【おわりに】という形でも結構ですが、受動喫煙に関して記載した方が良いと思います。本協議会としても、県民の声に答えるということもありますので、最後の文章の中に改めて書き留めることはいかがでしょうか。私自身もこの点については気になっておまして、私からの提案という形になりますが、御意見はございますか。片倉委員はいかがでしょうか。

(片倉委員)

それなりの方針を県の役割として出すのであれば、独自の方針を出さないと本来の役割を果たすことにならないのではないかと思います。一番始めにもこの件についてはディスカッションされて、県は独自の方針を出すのが難しいということで、このような方向のまま流れてきているのですが、それについては非常に不満です。国の審議会でも、おそらく我々が思うような方針として決まってくれないと思います。飲食店に関する面積も相当大きくなると思いますし、そうすると受動喫煙の割合も増えてきてしまいます。なので、私も、宮城県が独自で数値を出せばよいと思っておりましたが、実際にはなかなか難しいのかと思います。県としての姿勢のような気がして、国に全て準じるのかどうか、宮城県として独自の数値を出すのか、それは非常に大きな問題だと思います。県の役割として記載するのであれば、国に準ずるということをそのまま記載してもあまり意味がないと思います。

(大内会長)

計画については、宮城県として策定されますが、協議会委員の名簿も掲載されますので、協議会のミッションでもあるわけです。3ページに見直しについての記載があります。今後設定ということは、がん対策推進協議会で議論していくということが明確になっているわけです。それを、改めて最後に書くか、あるいは「おわりに」という形態で独立して記載しても良いと思います。そうしないと進捗状況や年度計画に合わせた取り組みの評価の仕方が見えなくなると思います。申し上げたいのは、県の役割のみならず、協議会の役割もありますので、3ページの5の部分をもう少し具体的に記載して、今後設定とすることについて読みとれるような形

で記載された方が、がん対策をより効果的に推進できると思いますが、渡辺部長いかがでしょうか。

(渡辺部長)

この件については、こちらの協議会においても様々な御意見がありますので、国の動向に合わせて今後設定ということに関しては、相当の意見や納得がいかない部分があったということについて、何とか表すようなことが必要だと思います。県として御期待に添えないことがございますが、協議会として、すんなりいったわけではないということを残すという意味でも、大内会長がおっしゃったとおり、改めて、最後の方に何らかの形で表す方向で検討したいと思います。

(安藤委員)

ワーキング部会で3回かけて検討して、受動喫煙についてはゼロを打ち出し、中間案としたにもかかわらず、先日の協議会で5%などという数値が出たのか唖然としてしまいました。議会に報告して県のお墨付きがなければ策定されないという計画をここで協議しているとしたら空しい感じを受けておりましたので、部長が、最後にそういった文言を記載してくださるということであれば、それを目標にまたやっつけていければという思いで、少し楽になりました。

(橋本委員)

県の部長としては、だいぶ踏み混んだ発言をいただいたように感じました。私も、大内会長がおっしゃったように、3ページの5に書いてあることは、宮城県のがん対策推進計画について、どのようにこれを構成したのか、どのように運用していくのかという大方針を記したものであり、非常に重要であると思いますのでこれはこのままにさせていただいて、最後に行政の役割として、改めて記載することについては、非常に重要であり、全面的に賛成です。

(大内会長)

ありがとうございます。こういった記載方法というのは、国の審議会等でも行っていることで何ら、行政的に問題ではないと思います。皆様のお気持ちを、最後におわりにという形でも結構ですので、文言を整理し、記載していただきたいと思います。

(岡本課長)

記載する内容案について検討して、大内会長に御相談させていただき、委員の皆様にも、またお諮りしたいと思います。

(大内会長)

それでは、全体を通して、御質問等ありましたらどうぞ。

(吉田委員)

単純な不安なのですが、第3期県計画において、受動喫煙の問題が第2期県計画よりも後退

する可能性はあり得ませんよね。国の方が後退したら、それに合わせて宮城県においても後退するという可能性はあるのでしょうか。

(岡本課長)

今よりも後退することはないと思います。

(大内会長)

私もないと思います。ないようにしたいと思います。受動喫煙ゼロに向けて粛々と進めていくということとっております。

他に御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

久道先生、せっかくでするので何かございませんか。

(久道顧問)

国の考えを忖度しないで、独自の答えを出すべきだと思います。もし、第2期県計画よりも後退するようであれば、全員辞表を出すくらいの覚悟でやったほうが良いと思います。以上です。

(大内会長)

ありがとうございます。大変心強い御意見でした。他に御意見等がなければ次に、協議事項(3)今後のスケジュールについて、事務局より説明願います。

(事務局)

資料7を御覧下さい。

本日の第3回がん対策推進協議会においていただいた御意見について、最終案の修正案を事務局で整理の上、大内会長に相談の上、委員の皆様へ最終案についてお送りしたいと思います。その後、来月の県議会に報告させていただき、3月末に策定・公表を予定しております。以上です。

(大内会長)

ありがとうございました。委員の皆様からよろしいでしょうか。

本日の議事4、その他でございますが、皆様から特にございませんでしょうか。

それでは、議事については以上で終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

(司会)

大内会長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様、御審議ありがとうございました。

それでは、本日の会議は以上を持ちまして終了させていただきます。大変ありがとうございました。